

答申第202号
令和8年1月30日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀

佐賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月17日付け佐市農振第397号により諮問がありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年3月28日付けの保有個人情報開示請求に対する、令和7年4月18日付け佐市農振第66号で行った部分開示決定について

答 申

第1 審査会の結論

令和7年4月18日付け佐市農振第66号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求人の主張については、当審査会において判断できる内容ではなく、審査請求を棄却すべきであり、実施機関が対象保有個人情報を特定した本件決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和7年3月28日、実施機関に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項に基づき、別表の項番1ないし3に掲げる情報（以下「本件情報1～3」という。）に対する開示請求（以下「本件開示請求1～3」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件開示請求1～3に対し、別表のとおり理由を付して部分開示決定（以下「本件各決定」という。また、本件開示請求1に対する不開示決定を「本件決定1」、本件開示請求2に対する不開示決定を「本件決定2」、本件開示請求3に対する部分開示決定を「本件決定3」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年6月11日、実施機関に対し本件決定3において部分開示された文書には、重要項目が未記載な文書や身に覚えのない文書があり、実施機関が行った文書の受理が適切ではないとして、農用地利用計画の変更（以下「農振除外」という。）認可の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである（審査請求書「3. 審査請求の趣旨」）。

- 1 開示された文書のうち、審査請求人が委任したとされる委任状について、審査請求人は当該委任状に記載されている代理人とは全く面識がなく、委任状自体が正当な届出ではない。
- 2 当該委任状は、生年月日及び電話番号の項目が未記載の状態ですり受けされており、実施機関の受理が適切ではない。
- 3 開示された文書のうち、被害防除計画書は、身に覚えがなく、説明も受けていない。全く関わりがなく、押印した事実もない。

そして、本件審査請求にかかる具体的な事実は、次のとおりであるとして、関係者への聞き取り確認及び実施機関である農業振興課の委任状の受理について検証を求めている（同「4. 審査請求の理由」）。

- (1) 代理人との関係について、審査請求人は代理人と全く面識がなく、本件開示請求を行い、開示された文書を見てはじめて、審査請求人自身が関与していないところで、委任されている事実を認知した。また、委任状に記載された代理人に委任した覚えがない。
- (2) 農業振興課の文書の受領について、当該委任状は、生年月日及び電話番号の項目が未記載の状態を受理されており、農業振興課からの連絡手段はどのように対応したのか疑問がある。また、審査請求人が押印した文書があるが、そのような事実はない。
- (3) 被害防除計画書について、申出者の記載した日付は、提出日以降の実施日となっているが、手順として正しいのか疑問がある。また、審査請求人の押印があるが、そのような事実はない。

第4 実施機関の主張

本件審査請求に関して、実施機関は、令和7年6月30日付けで次の理由により本件審査請求の棄却を求める弁明書を提出した。実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、審査請求の対象として、令和7年4月18日付佐市農振第●●号により通知した保有個人情報の部分開示決定通知書による処分の取消しを求めている。しかし、審査請求人が提出した審査請求書の記載事項からは、令和●年●月●日付佐市農振第●●号により通知した農振除外決定の取消しを求めていることが伺われたため、審査請求人に対し、審査会の審査請求書第2項の記載事項に記載誤りがないか幾度も確認を行ったが、審査請求人からは記載誤りはないとの回答を得たため、審査請求人において審査請求書を訂正等することなく、受理したものである。

本件情報1及び本件情報2で対象となった水利権に関する届出書及び境界確認に関する届出書については、実施機関の管理下には存在していないため不開示としている。また、本件情報3で対象となった文書のうち、計画が取りやめとなった当時の●●●●の●●●●が記載されている部分については、その詳細な内容が外部へ漏れることで、利用者の誤解や混乱を招き、当該法人の正当な権利を害するおそれがあるとして、個人情報の保護に関する法律（以下、「法律」という。）第78条第1項第3号に基づき不開示としている。

なお、不開示情報に該当するかどうかについては、●●に口頭での意見聴取を経て判断したものである。

第5 審査請求人の主張（反論）

審査請求人は、令和7年7月9日付けで、実施機関の弁明書に対し次のとおり反論書を提出した。審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 反論書の趣旨

- (1) 審査請求人が提出した審査請求書の「審査請求の趣旨」及び「審査請求の理由」と論点が合っていない。
- (2) 実施機関の弁明書の趣旨として記載されている「審査請求を棄却するとの裁決」を拒否し審査継続を要求する。

2 審査請求の理由

- (1) 実施機関の弁明書は、審査請求書の「審査請求書の趣旨」及び「審査請求の理由」に答えていない。
- (2) 審査請求書の趣旨である下記事項に関し、実施機関に求めた検証や調査結果が示されていない。
 - ア 委任状の代理人を適正と判断した理由
 - イ 委任状の記載内容に不備があるにも関わらず受理し審査を開始した理由
 - ウ 被害防除計画書の作成、記名及び押印は誰が行っているのか
- (3) 本件開示請求で開示された文書は、農振除外に関する手続きで市に提出されたものであるが、委任した覚えのない代理人の申請届出で農振除外の審査が開始され、農振除外決定が行われており、その後、土地の契約が解除されたにも関わらず、農地除外のままで放置されている。実施機関からは再び農振農用地に戻すためには、審査請求人の申請が必要であるとの説明を受けたが、代理人へ申請させるよう実施機関が指導すべきである。審査請求は、本件開示請求を通して知り得た情報を元に行っており、実施機関は、私の主張に真摯に答えるべきである。

第6 実施機関からの意見聴取

当審査会は、条例第10条第1項に基づき、令和7年9月12日に実施機関から意見聴取を行い、本件開示請求において不開示とされた部分の内容及び不開示の理由、当該開示文書に関する特定の経緯、本件審査請求の経緯、農振除外の手続き等について、以下のことを確認した。

- (1) 開示請求の際に請求の趣旨を確認したところ、農振除外の届出書の内容を知りたいということだったので、当該届出書を開示した。
- (2) 開示請求書の1、2の文書については農振除外の届出における提出文書ではないため、不存在と回答した。
- (3) 農振除外の届出書は、署名捺印が全て整った状態で提出される。
- (4) 農振除外の手続きは専門性が高いので、委任された代理人が提出することがある。
- (5) 本件審査請求は、本制度は部分開示について審査するものであることを説明した上

で、受け付けている。

第7 審査請求人からの意見聴取

当審査会は、当該審査請求書等の内容から審査請求人が本件決定1～3の部分開示あるいは不開示とされた部分に対し、不服がないと認められたことから、行政不服審査法第34条に基づき、改めて審査請求人に対し、審査請求の趣旨を確認することとし、令和7年11月10日に審査請求人から意見聴取を行った。

審査請求人は、自身の関与していないところで、自分の氏名及び押印がある委任状が勝手に提出され、その文書に未記載の項目があるにも関わらず、実施機関が受理し、手続きを進めたことに強い不服を持っている。審査請求人は、実施機関に対し、このような経緯に至った原因を究明し、説明をするよう求めている。不開示とされた部分、不存在とされた文書について特に異議の申し立てはなかった。

第8 審査請求人及び実施機関の主張の整理

審査請求人は、本件開示文書は身に覚えのない文書であり、本件開示文書を受け付けた実施機関に対し、農振除外の認可の取消しを求めると同時に、このような経緯に至った原因を究明し、説明をするよう求めている。

他方、実施機関は、審査請求の趣旨が令和7年4月18日付け佐市農振第●●号で行った部分開示決定に対するものではなく、令和●年●月●日付佐市農振第●●号で通知した農振除外処分に対するものであるから、本件審査請求を棄却するよう求めている。なお、法律第78条1項3号に基づき行った本件開示文書における部分開示決定は妥当であると主張している。

第9 審査会の判断

当審査会は、審査請求人から提出された審査請求書、反論書及び実施機関から提出された弁明書並びに両者からの意見聴取における陳述を検討した結果、以下のように判断する。

1 当審査会の権限

当審査会は、保有個人情報開示請求に対する決定について審査請求がなされた場合、保有個人情報を開示するか否かにつき、第三者的立場で公平かつ客観的に調査審議するために設置された諮問機関である。したがって、その権限は、保有個人情報開示請求に対して不開示とされた部分について、実施機関の判断が妥当であったか等について判断することにある。よって、本件審査請求において、審査請求人が主張している本件開示文書の真正性、一部が空欄であることの是非等の農振除外処分に係る判断は、当審査会の権限の範囲を越えていると言わざるを得ない。

2 当該審査請求の趣旨

当審査会は、審査請求人に対する意見陳述の際に、当審査会の権限を詳細に説明した上で、本件決定1～3において不開示とされた部分について、何らかの不服がないか改めて確認を行ったが、審査請求人の主張から、本件決定に対する不服を認めることはできなかった。

3 結論

1、2により、当該審査請求は、当審査会において判断できる内容ではない。よって、「第1 審査会の結論」の通り判断する。

第10 審査会の審議経過

審議の経過は以下のとおりである。

年 月 日	経 過
令和7年7月17日	諮問書の受理
令和7年9月12日	調査審議（実施機関からの意見聴取）
令和7年11月10日	調査審議（審査請求人からの意見聴取）
令和8年1月16日	調査審議（答申案の検討）
令和8年1月30日	答申

（答申に関与した委員の氏名）

井上 亜紀、江崎 匡慶、酒見 紀代子、西村 龍一郎、吉岡 剛彦

別表

	請求内容	決定内容	不開示理由	不開示情報の内容
1	1. ●●町●●●●の農振除外申請に関し、隣接農地●●●●の農業用水（パイプライン）に関する届出書の開示。	不開示	文書不存在	農業振興地域整備計画の変更申出書（農振除外の申出書）の提出物として求めておらず、作成が無いため。
2	2. 同上農振除外申請に関し、●●●●と●●●●の境界確認書に関する届出書の開示。	不開示	文書不存在	同上
3	3. 同上農地●●●●の所有者（●●●●）が記名した届書のリスト開示	部分開示	第 78 条第 1 項第 3 号	●●●●の●●●●が記載されており、これを開示すると、利用者の混乱を招き、当該法人の正当な権利を害するおそれがあるため。